

# 過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置

過疎地域の産業の振興を図るため、過疎地域以外にある事業用資産を譲渡し、過疎地域内にある事業用資産を取得した場合、当該譲渡による譲渡益の一部について課税を繰り延べる措置。

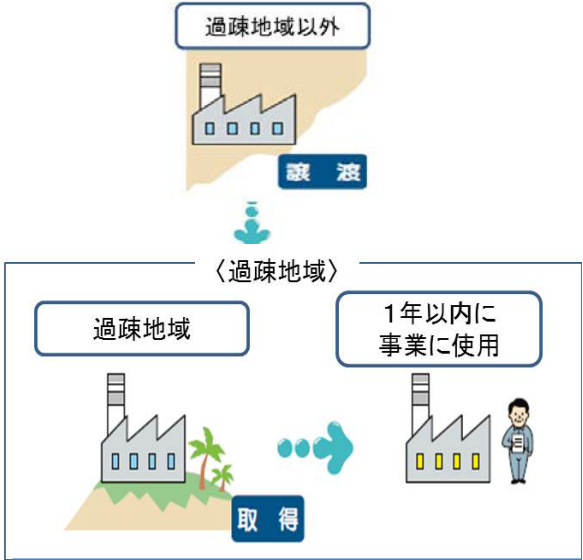
## 現行制度

1. 内容： 譲渡益の一部(80%)について、所得税・法人税の課税を繰延べ。

(考え方)

- 買い換えた資産について、買換資産の取得価額又は譲渡資産の対価の額のいずれか少ない方の金額に、譲渡対価にかかる差益分を乗じた額の80%の範囲内で、買換資産の帳簿価額を圧縮できる(帳簿価額の減額分に税率を乗じた額が当該年度における減収額となる)。
- なお、買換資産の減価償却の累計額は、帳簿価額を減額した分だけ少なくなるので、減価償却期間を通じて損金算入できる額自体は変わらない(課税を繰延べする効果のみ)。

2. 適用期間： 所得税：平成27年1月1日から平成29年12月31日まで  
法人税：平成26年4月1日から平成29年 3月31日まで



## 改正内容

- 適用期限の3年間延長
  - ・所得税：平成30年1月1日から平成32年12月31日まで
  - ・法人税：平成29年4月1日から平成32年 3月31日まで